

高槻市告示第 543 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定解除について

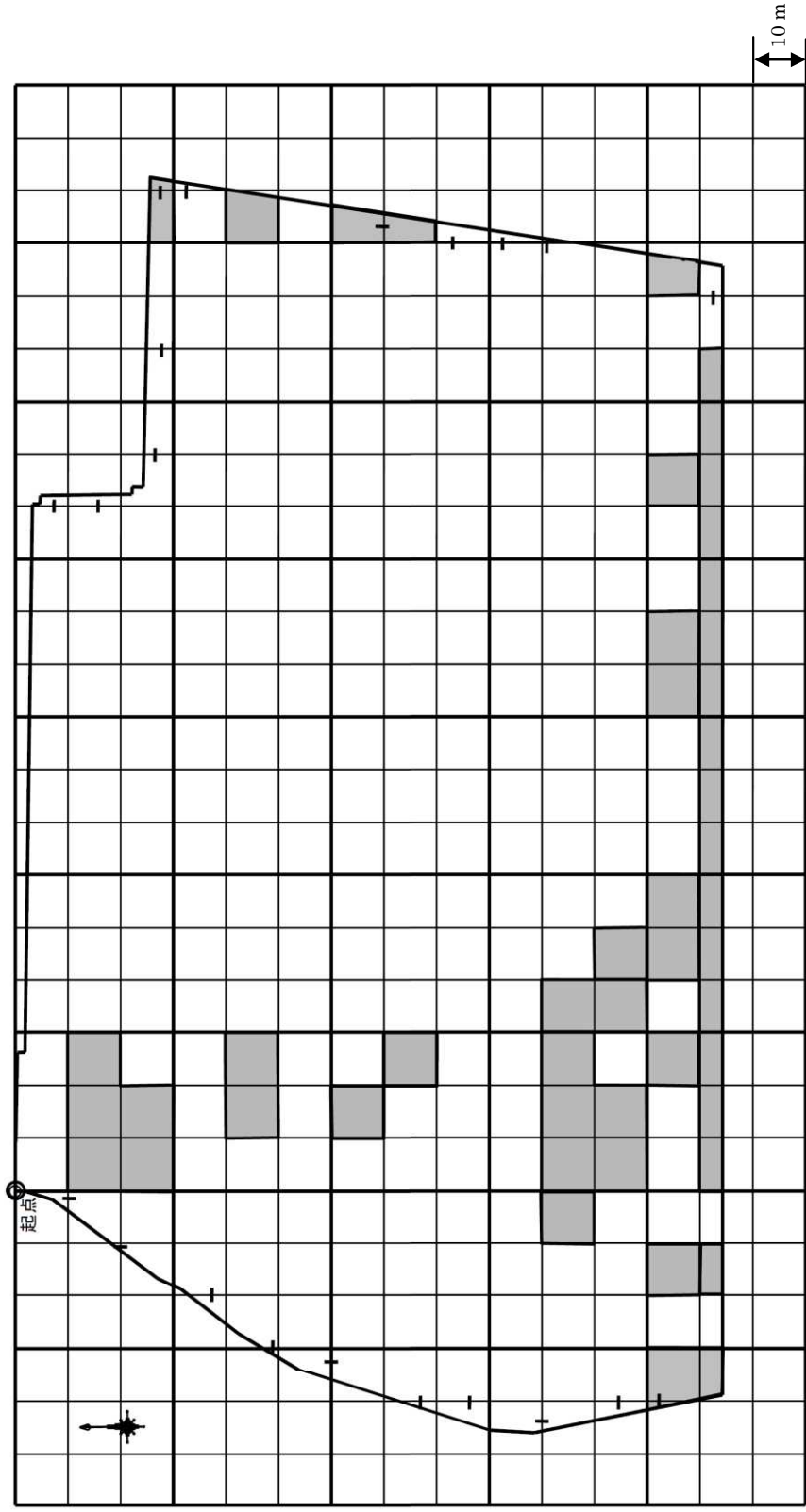
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、以下の区域について形質変更時要届出区域の指定を解除する。

平成 24 年 8 月 30 日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 指定を解除する区域
南庄所町 93 番 1、95 番 1、96 番 1、97 番 1、99 番 5、213 番 17、217 番の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（掘削除去）

別図



注) 起点の座標は以下の通り。また、単位区画数を最小とするため、格子の線を右回りに37°回転。

X = -129077.058 Y = -35280.824 (国際地球基準座標)

■ 指定を解除する区域